

ひとり親の皆さん

山形県が資格取得をパッケージで応援します!

対象者

山形県内にお住まいで、以下の要件をすべて満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
 - 就職に有利で、生活の安定につながると考えられる次の資格を取得するため、養成機関で6か月以上修業する方
- 【対象資格】 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等
- 働きながら又は育児をしながらでは資格を取得するのが困難な方



パッケージの内容

返還免除あり

	支援金額	申請先	
		市にお住まいの方	町村にお住まいの方
ひとり親家庭生活応援給付金等 ④	<ul style="list-style-type: none"> 生活応援給付金 月額 50,000円 住まい応援給付金 月額 20,000円 通学応援給付金 月額上限 20,000円 	各市	各町村
高等職業訓練促進資金貸付 ③	入学時に 50万円、修了時に 20万円	山形県社会福祉協議会	
高等職業訓練促進給付金 ②	<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税世帯の場合 (修業期間の最後の1年のみ) 月額 100,000円 / 月額 140,000円 住民税課税世帯の場合 (修業期間の最後の1年のみ) 月額 70,500円 / 月額 110,500円 	各市	管轄の県総合支庁
児童扶養手当 ①	令和8年4月から 月額 最大 48,050円 (全額支給の場合、所得額・児童数により変動) ※R6.11月分～拡充(所得制限限度額の引上げ、第3子以降の加算額を第2子加算額と同額に引上げ)	各市	各町村



各制度の内容

- ① 18歳未満の児童を監護するひとり親家庭の親(父母ともいない場合は養育者)が受けられます。
- ② 養成機関での修業期間中の生活費として支給されます(最大48カ月)
- ③ ②の支給を受けている方に対して貸付を行います。なお、養成期間修了後、1年以内に県内で取得した資格を活かした職業に就き、5年以上その職業に従事した場合、返還が免除されます。
- ④ ②の支給を受け、お住まいの市町村で事業を実施している場合に受けられます。
(住まい・通学応援給付金は要件を満たす方が対象です。)



詳しくは、
県ホームページでご
確認ください!!

- ★ 最大で月額約 27 万円の給付を受けることができます。(①+②+④)
- ★ さらに、入学時・修了時にはそれぞれ50万円、20万円の貸し付けを受けることができます。(③)
- ★ この他、自立支援教育訓練給付金、高校卒業程度認定試験合格支援事業(ひとり親家庭の子も対象)による給付があります。(どちらの事業も、受講前に対象講座の指定を受ける必要があります。手続きはお早めに。)